
本 別 町 農 業 委 員 会
第 3 7 回 総 会 議 事 録

自 令和5年 6月30日
至 令和5年 6月30日

本 別 町 農 業 委 員 会

第 3 7 回本別町農業委員会総会議事録

開催日時	令和 5 年 6 月 3 0 日 (金曜日)							
開催場所	本別町役場 3階会議室							
開会及び 閉会日時	開会	令和 5 年 6 月 3 0 日 午後 3時00分						
	閉会	令和 5 年 6 月 3 0 日 午後 3時12分						
出席委員 (15名)	議席	委員名	出	欠	議席	委員名	出	欠
	1番	川 初 光 章	○		9番	大和田 和 盛	○	
	2番	牧 田 安 史	○		10番	齋 等	○	
	3番	高 橋 秀 和	○		11番	井 出 英 彦	○	
	4番	岡 本 昌 久	○		12番	福 田 博 明	○	
	5番	牛 渡 広 和	○		13番	山 下 博 志	○	
	6番	齊 藤 一 成	○		14番	荒 哲 弘	○	
	7番	河 野 一 紀	○		15番	中 野 康 夫	○	
	8番	石 山 ひろのり	○					
職務のため出席 した者の職名	事務局長 舛 館 憲 事務局次長 原 英 樹 副主査 太 田 弦							
議 長	会 長 牧 田 安 史							
議事録署名委員	4番 岡本 昌久 委員 5番 牛渡 広和 委員							

第37回本別町農業委員会総会

議事日程

開会宣言

日程1 議事録署名委員の指名 4番 岡本昌久委員 5番 牛渡広和委員

日程2 報告第1号 現況確認願について

日程3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程4 議案第2号 現況証明願について

日程5 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

閉会宣言

第37回 本別町農業委員会総会

(議事録)

開会宣言	(午後3時00分)
牧田議長	本総会の開催にあたり、委員の皆様におかれましては何かとお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。ただ今から、第37回本別町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は15名です。よって定数に達しておりますので、本総会は成立しております。
日程1	議事録署名委員の指名
牧田議長	議事録署名委員を指名いたします。 議事録署名委員は、会議規則第14条により4番岡本昌久委員、5番牛渡広和委員を指名しますので、よろしく願いいたします。
日程2	報告第1号 現況確認願について
牧田議長	報告第1号「現況確認願について」を議題とします。事務局より報告内容の説明を求めます。
太田副主査	報告第1号、現況確認願について、次のとおり、現況確認申請があったので確認の上報告する。令和5年6月30日、本別町農業委員会会長。 番号1番、土地の所在地番、地目、面積、判定地目、利用状況、所有者住所氏名は記載のとおりです。以上です。
牧田議長	次に、調査委員長から調査結果について報告願います。
高橋委員長	報告第1号1番について報告いたします。6月9日に、わたし高橋と、河野委員、大和田委員、福田委員の4名で調査をしてまいりました。本申請地の現況地目は畑になっており、利用状況は農地であることを確認したので報告いたします。
牧田議長	ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この報告に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。 (ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長

質問がないようですので、報告第1号1番はこれで報告済みとします。

日程3

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

牧田議長

議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。はじめに1番と2番について提案します。事務局より提案内容の説明を求めます。

太田副主査

議案第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり、農地の賃貸借について関係者から解約の通知があったので、承認の可否について議決を求める。令和5年6月30日、本別町農業委員会会長。議案にかかっているものについて、解約の通知から、土地の引渡日まで、6ヵ月以内であることから、解約の要件を満たしていると思われます。

番号1番と2番につきまして、土地の所在地番、地目、面積、貸主、借主、解約成立日、土地の引渡日、通知のあった日は記載のとおりです。以上です。

牧田議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長

質問がないようですのでお諮りします。議案第1号1番と2番は提案のとおり承認することに異議ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長

異議なしと認めます。したがって、議案第1号1番と2番は提案のとおり承認されました。

次に3番について提案します。事務局より提案内容の説明を求めます。

太田副主査

番号3番につきまして、土地の所在地番、地目、面積、貸主、借主、解約成立日、土地の引渡日、通知のあった日は記載のとおりです。この2筆は、令和5年4月28日開催の第35回総会における議案第3号8番と9番で議決された農地であります。該当の農地においてすでに賃貸借が設定されておりました。すでに設定されていた賃貸借の当事者、また、事務

局としても、賃貸借の解約についての手続きを失念しておりましたものです。今後このようなことがないように、適正な事務処理につとめる所存でありますので、よろしく申し上げ、おわびとさせていただきます。以上です。

牧田議長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

（ありませんと呼ぶ者あり）

牧田議長 　質問がないようですのでお諮りします。議案第1号3番は提案のとおり承認することに異議ありませんか。

（ありませんと呼ぶ者あり）

牧田議長 　異議なしと認めます。したがって、議案第1号3番は提案のとおり承認されました。

日程4 議案第2号 現況証明願について

牧田議長 　議案第2号「現況証明願について」を議題とします。事務局より提案の内容の説明を求めます。

太田副主査 　議案第2号、現況証明願について、次のとおり、現況証明願があったので、審議の上、証明書を発給するものとする。令和5年6月30日 本別町農業委員会会長。番号1番、土地の所在地番、地目、面積、判定地目、利用状況、所有者住所氏名は記載のとおりです。以上です。

牧田議長 　次に調査委員長から調査結果について報告をお願いします。

高橋委員長 　議案第2号1番について報告いたします。調査日・調査委員は報告第1号1番と同じです。本申請地は登記簿上は畑になっていますが、現況は相当以前から宅地であると見られることから、現況証明の発行は止むを得ないものと確認しましたので報告いたします。

牧田議長 　ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

（ありませんと呼ぶ者あり）

牧田議長 　質問がないようですのでお諮りします。議案第2号1番は提案のとおり

証明書を発給することに異議ありませんか。

(ありませんと呼ぶ者あり)

牧田議長

異議なしと認めます。したがって、議案第2号1番は提案のとおり証明書を発給することに決定されました。

日程5

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

牧田議長

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。はじめに1番について、提案します。本件は●●に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定のより●●の退席を求めます。

(●●退席)

牧田議長

事務局より提案の内容の説明を求めます。

太田副主査

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、下記の通り提出があったので許可の可否について議決を求める。令和5年6月30日 本別町農業委員会会長。

農地法第3条第2項各号に要する判断については、別添の農地法第3条調査書のとおり、すべての要件を満たしていると思われますので、説明を省略させていただきます。

番号1番、賃貸借です。土地の所在地番、地目、面積、貸主借主の住所氏名、申請理由は記載のとおりです。以上です。

牧田議長

次に、調査委員長から調査結果について報告を願います。

高橋委員長

議案第3号1番について報告いたします。調査日・調査委員は報告第1号1番と同じです。本申請は農地法第3条による賃貸借の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断しましたので報告いたします。

牧田議長

ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

	(ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第3号1番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	「異議なし」と認めます。したがって、議案第3号1番は提案のとおり決定されました。ここで●●の復席を許可します。
	(●●復席)
牧田議長	次に2番と3番について、一括して提案します。事務局より提案内容の説明を求めます。
太田副主査	番号2番と3番、所有権移転・売買です。土地の所在地番、地目、面積、譲渡人、譲受人の住所氏名、申請理由は記載のとおりです。以上です。
牧田議長	つぎに、調査委員長から調査結果について報告を願います。
高橋委員長	議案第3号2番と3番について報告いたします。調査日・調査委員は報告第1号1番と同じです。本申請は農地法第3条による売買の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断しましたので報告いたします。
牧田議長	ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。
	(ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第3号2番と3番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(ありませんと呼ぶ者あり)
牧田議長	「異議なし」と認めます。 したがって、議案第3号2番と3番は提案のとおり決定されました。 以上で、本日の総会に提案された案件は全て終了しました。

これで会議を閉じます。大変おつかれさまでした。

午後3時12分終了する。

以上、会議のてん末を録し議事録とする。

以上のとおり相違ないことを認め署名する。

令和 5 年 6 月 30 日

議 長 牧 田 安 史 ⑩

署名委員 岡 本 昌 久 ⑩

署名委員 牛 渡 広 和 ⑩